

大阪工業大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

大阪工業大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、大阪工業大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学・大学院の使命・目的は、建学の精神をもとに、それぞれ明確かつ簡潔に表現されている。教育目的は、教育基本法にのっとり、寄附行為、学則に定め、教育理念を達成するため、学長は毎年「学長方針」を示し役員・教職員の参画のもとで適宜見直しが行われ、的確な表現で学内外に公表している。

大学の個性・特色は、産業基盤の整備、産業振興など社会の発展に寄与するため、時代や社会の要請に応える専門職業人を育成することへの「自己変革」としている。これらの使命・目的は、創立 100 周年（平成 34(2022)年度）に向けての基本構想の「J-Vision22 一常翔学園創立 100 周年に向けて」（以下「J-Vision22」）を達成するために、教育理念のもとに三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）は策定され、「第Ⅱ期中期目標・計画（5 か年：平成 25(2013)～平成 29(2017)年度）」（以下「第Ⅱ期中期目標・計画」）にも反映し、それを実現する教員研究組織は適切な構成で連携しており、実践的な運営をしている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは、明確に定めて進学相談会等の行事で適切に周知をしている。入学選抜方式を多様化させ、各学部・学科とも安定して定員を充足している。教育目的の達成に向けて、「教育センター」を教職協働による運営で、学修支援・授業支援を実施し、教育の質的向上を図っている。教員の教育活動の補助に TA(Teaching Assistant)、SA(Student Assistant)等の活用も適切に行っている。単位認定や進級及び卒業・修了認定等は、学則や各学部の「履修規定」をはじめ「大阪工業大学単位認定取扱規定」に定められ厳格に運用している。

就職支援は、「キャリア教育」と「就職支援」の 2 本柱として教職協働で行い、学年次ごとに能力を発展させる体制で適切に運営している。教育改善のフィードバックは、授業評価や教員相互評価などの結果を授業改善に反映し、在学生・卒業生・企業へのアンケート結果は教育改革につなげるなど、FD(Faculty Development)活動を推進している。

教育目的を達成する教員数や年齢構成は適切で、各学部学科共にバランスがとれている。校地・校舎は、快適な学生生活を送れる教育環境を整備している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

「学校法人常翔学園寄附行為」及び管理運営に関する諸規則を整備し、更に創立 100 周年（平成 34(2022)年度）に向けての基本構想「J-Vision22」を策定し、理事会及び評議員

会が相互に機能して、社会的責務を果たす運営をしている。学校教育法など関係法令を遵守し、環境保全、人権、安全など環境改善を図っている。また、経営・財務情報及び教育研究情報を適切に公表している。

理事会は、運営に関する基本的な事項から重要な案件について、法人と教学が一体となって戦略的意思決定できる体制をとっており、学長のリーダーシップが発揮できるガバナンス体制を構築している。大学の運営部門は、責任分担が明確で意思疎通が図られ、SD(Staff Development)活動も計画的に行い、職員の資質向上と適切な運営を行っている。

財務基盤は、各種財務比率が全国平均を上回る水準で強固である。会計処理は適正に行われ、監事の監査も監査計画に基づき三様監査を実施し、十分機能している。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学の自己点検・評価は、教育研究の改善及び管理運営の適正化を主要課題に、毎年自己評価を行い自主的・自律的な活動をしている。全学的な「大阪工業大学自己評価委員会」の下部組織として、各学部に「自己評価委員会」を設置して、各部門・委員会等と緊密な連携を図り、効率的に実施している。現状把握では、大学による学生向けの「授業アンケート」等の調査と法人による大学向けの「学生募集、教育・研究」等に関する調査を実施し、収集したデータは「IRセンター」で分析・蓄積し、改善に向けてのデータやエビデンスとして活用している。点検・評価の結果は「自己評価委員会」を通してウェブサイト上で学内外に広く公表して、教職員へは冊子を配付し周知徹底を図っている。

自己点検・評価による改善策は、中期計画に基づいて行動計画及び目標設定を行い、全学の自己評価委員会が、毎年の進捗状況を報告書にまとめ、次年度の改善につなげている。教職協働の全学的な PDCA サイクルを確立し、有効に機能している。

総じて、大学の建学の精神に基づき、教育・研究体制、経営管理体制、学部・学科体制、教職員組織が有機的な連携を図り、関係法令にのっとり適正に運営している。また、基本構想「J-Vision22」をもとに、社会の要請に応える専門職業人の育成を目指し、教育環境や学生支援体制を整備して、教育の質的向上や改善を継続的に行っている。

加えて、地域社会の課題や要請に応え、多彩な連携事業を実施し、地域の「地（知）の拠点」として重要な役割を果たしている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会貢献・地域連携」「基準 B.国際交流・国際連携・グローバル展開」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大正 11(1922)年に「関西工学専修学校」として創立し、昭和 24(1949)年に「大阪工業大学」に改称し、建学の精神「理論に裏付けされた実践的技術を持ち、現場で活躍できる専門職業人の育成」をもとに、永続的な発展と成長を目指すことを理念とし明確にしている。

平成 26(2014)年に、社会・時代の要請や変化に応じて、教育の理念を正しく表すために「専門学術の基礎と実践的応用力を身に付けるとともに、広い視野と豊かな人間性を涵養し、新しい知的・技術的創造を目指す開拓者精神にあふれた、心身ともにたくましい専門職業人を育成する」と見直し、教育の方針を具体的に明文化している。

学部や研究科の使命・教育目的は、教育基本法にのっとり「大阪工業大学学則」「大阪工業大学大学院学則」に、簡潔に的確な表現で文章化している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神を堅持しつつ、産業基盤の整備、産業振興など、社会の発展に寄与するため、時代や社会の要請に応える専門職業人を育成することへの自己変革を特色としている。

教育基本法及び学校教育法にのっとり、「大阪工業大学学則」「大阪工業大学大学院学則」に、大学及び教育上の目的を適切に掲げられている。また、法人では、「学校法人常翔学園行動規範」の周知を通して、法令遵守を教育活動の基盤としている。

創立以来の建学の精神は堅持しつつ、法令等の適合や教育・人材育成の基本姿勢を明確化するため、平成 16(2004)年に「教育の理念と方針」を社会や産業界の要請に応じて見直している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的に関する学則等の改正は、理事会の承認を得て行っている。学長が毎年「学長方針」を示し、学部改組など改革に向けた大学の動向を説明し、教育目的の策定には役員・教職員の参画を図り理解と支持を得ている。

建学の精神に基づいた基本理念・使命・目的は、ホームページ・学生便覧などに記載し、学内外に向けて周知している。新入生へは「自校史教育」の授業を開講して周知徹底し、自校史冊子は毎年教職員が改訂に携わり、教職員にも浸透している。

中長期計画は、「J-Vision22」を達成するために策定されている。また、「教育の理念」及び「教育の方針」のもとに三つのポリシーが策定され、教育研究上の目的や教育の方針を反映している。

教育研究組織としては、学部が 3 学部 15 学科、研究科が 3 研究科 10 専攻を設置している。また、教職員組織や教育研究組織は、教育目標を達成するために相互連携を図り、運営・管理規則の構築とともに整合している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

学部・学科、研究科・専攻ごとのアドミッションポリシーは、大学全体のアドミッションポリシー・建学の精神・教育理念をもとに、明瞭・簡潔な文章で制定され、印刷物やホームページなどにより周知している。オープンキャンパスや進学説明会及び教職員が行う高校訪問においても説明している。

オープンキャンパスの開催や教員による高校への出張講義を取入れて受験生への理解を高める工夫を実践している。また、入試部スタッフが指定校への訪問活動を行い出願促進に努めている。

入学選考方法を多様化させることにより、幅広く入学志願者を受入れる努力をしている。学部・学科の入学者数は、各学部とも安定して充足している。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神及び平成 16(2004)年度に改定した教育の理念と方針に基づき「教育と学修に関する基本方針」を定め、学部・学科及び研究科においては、この方針に従ってカリキュラムポリシーをシラバス、大学院便覧、ホームページに明示している。

専門科目を1年次から配置し教養科目と混在させる「くさび形」の形態をとり教授方法の工夫をしている。また、カリキュラムマップの科目にカリキュラムポリシーの番号を付けるなど、体系的に教育課程を編成している。

教授方法の工夫や開発には、全学の FD 委員会及び各学部の「自己評価委員会」を組織して、授業方法の改善に努めている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

各学部は1年次には基礎ゼミナールの少人数担任制、2～3年次はゼミの担当教員、4年次は卒業研究の指導教員が履修や学修指導の支援を行える体制になっている。

「教育センター」など教職協働による学修支援・授業支援がなされており、教員の教育活動を助けるための TA、SA 及び学生補助者としてピアサポーター及びチューターの活用も適切に行われている。工学部の学科事務室では、新入生・留学生の修学及び生活指導・助言や研究、実験の補助を行う目的でピアサポーターを採用している。オフィスアワーも、教員ごとについてシラバスで明示している。

中途退学者等に対する多様な対応策が実施され、成果を挙げている。学生への学修及び授業支援に対する学生の意見等をくみ上げる仕組みを各種設け、フィードバックして活用している。

【優れた点】

○学生の基礎学力向上を目的とした「教育センター」は、「教育センターニュース」の発行などきめ細かな学修支援を行っていることは評価できる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定は、学則や各学部の「履修規定」をはじめ「単位認定取扱規定」に基づき厳格に運用している。学生への周知についても学生便覧等で明確に広報している。

成績評価は大学学則及び大学院学則に明記し、シラバスへの記載内容を基準に行われている。併せて、成績優秀者の在学期間3年での卒業制度を取入れている。

GPA(Grade Point Average)制度を有効な尺度とし、学生の履修・学修指導、奨学金候補者選考の指標、大学院進学その他多様な基準に活用している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

教職協働により、「キャリア教育」と「就職支援」の2本立てで学生への就職指導体制を構築している。キャリア教育については、学年次ごとに段階的に発展させる体系化された学修プログラムとして、「キャリアデザイン」「インターンシップ」を適切に配置することにより、学修体制を整備している。

就職支援については、就職部を中心として、卒業研究指導教員との連携のもと、教職協働により充実した体制を整備し適切に運営している。具体的には、ウェブサイトで活用できる就職システムの整備、「就職支援ガイダンス」「企業説明会」の実施、「就職活動ハンドブック」の配布、就職活動の拠点として「大阪センター」の設置、「教育懇談会」の実施など、就職支援体制が充実している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況の点検・評価は、「GPA 制度による到達度評価」「卒業研究」「学生による授業評価」「在学生を対象としたアンケート」「卒業生を対象としたアンケート」「企業を対象としたアンケート」など、多彩な方法を活用し、工夫・開発している。

教育目的の達成状況の点検・評価結果のフィードバックについては、学生による授業評価及び授業公開・相互評価の結果は教員の授業改善に反映し、在学生・卒業生・企業に対する各々のアンケート結果は授業改善や教育改革につなげている。また、各学科の就職動向調査によると、いずれの分野の学生も生産現場に直結した企業への就職が多く、実践的教育の成果が表れている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービス、厚生補導のため、学生部・学生委員会・学生相談室・就職相談室・保健室などが適切に機能し、各学科の学生担当委員との協働のもと、学生生活の安定に努めている。特に、学生の健康管理・心的支援・生活指導は、専門スタッフが常駐する保健室及び学生相談室において適切に行っている。また、公的奨学金に加え、大学独自の奨学金の給付・授業料減免制度及び火急な出費が必要となった場合の貸付金制度などを設け、学生に対する経済的な支援制度は充実している。加えて、学生の課外活動では多くの団体に施設的・経済的支援を行っている。

学生の意見・要望は、「CANBOX（意見箱）」、学生相談室、学生生活実態調査、クラブ部長会議、法人関連会社との意見交換会などで把握され、分析・検討結果は学生サービスの改善に反映している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教育目的及び教育課程に即した教育を実施するため、大学設置基準を上回る教員数を各学科に配置し、年齢構成のバランス及び学科間のバランスにも配慮している。

教員の採用・昇任等については、諸規則に基づき適正に運用されており、そのプロセスも明確である。また、FD活動については、授業参観による教員相互の授業評価及び「FD・SDフォーラム」の開催による教員間の意識共有等に努めるとともに、「FD NEWS」で大学内外に広く公表している。

大学の教養教育については、学部長のもとに各学部の教務委員会が組織され、責任体制が体系的に確立している。また、教養教育運営に相互に協力する機関として、「総合人間学系教室」「一般教育科」「教育センター」を整備している。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成のために必要な校地・校舎・施設設備等は良好な学修環境として整備され、その維持、管理は法令に基づき適切に実施している。特に、IT 施設は各種のパソコン対応も含め良好に整備され、図書館も適切な規模と多機能を有し、開館日時の対応を含め、環境面・人材面での配慮を行っている。また、施設・設備の安全性の確保及び利便性への配慮は組織的かつ継続的である。

授業を行う学生数は、講義・演習・実習などの目的ごとに適切にクラス管理している。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

創立 100 周年（平成 34(2022)年度）に向けての基本構想「J-Vision22」を策定し、一体感のある、透明性の高い経営を目指している。

「学校法人常翔学園行動規範」を制定し、「COMPLIANCE CARD」を全教職員に配付して、建学の精神の目標達成や社会的責務を果たせる経営を行っている。

法令遵守に関しては、学校教育法等関係法令にのっとり大学運営を行い、教職員に法令の遵守を徹底している。

環境保全、人権、安全への配慮では、危機管理体制などの諸規則を整備し、安全で快適なキャンパスを目指している。

教育情報・財務情報及び研究活動等については、データベース化してホームページ上で適切に公開している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、寄附行為に基づき、理事・評議員を選任して、「寄附行為の変更」「学則の改廃」「学部、学科等の設置、廃止」「予算および決算の承認」「重要な規定、制度の制定、改廃」等を審議決定して適切に運営している。理事会を構成する理事には、同一法人の設置大学の学長が選任されており教育・研究に関する継続的な改善への取組みを審議・報告している。平成 27(2015)年度は、理事会を 11 回開催しており、理事の出席率は良好である。また、理事会には監事 4 人が全員参加しており、理事会として体制整備され有効な意思決定ができるよう運営している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学は円滑な大学運営を実施するため、全学的な重要事項を協議・審議する意思決定機関として、学長が議長である「学部長会議」を設置し、教育・研究全般及び管理運営に係る事案を決している。また、教学に関する事項を専門的に審議するため「教務委員会」を置き、決定事項は教授会等に報告され全学に周知・徹底させる組織体制が機能している。

学長は毎年の事業計画策定時に「学長方針」を表明し、教育研究・管理運営の目標を明示して全教職員に周知するとともに、各部門に具体的施策を指示している。資金的には「学

長裁量予算」を活用して施策の実現に努めるなど、学長のリーダーシップのもと、権限と責任が明確であり、ガバナンス体制を構築している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長は、毎年、法人運営について「理事長指針」を発信している。学長は、その基本指針を踏まえ大学運営の方向性を示した「学長方針」を大学教職員に明示し、大学改革を進めている。

法人全体の経営戦略及び重要事項については、「経営会議」を原則月 2 回開催して協議し、理事会に提案・報告している。メンバーは、理事長をはじめ各大学長、学内理事を中心に組織され、法人及び各設置学校の運営全般が網羅できるようになっている。監事 4 人は、平成 27(2015)年度の理事会・評議員会には全員出席し、理事会等での審議過程や報告内容を確認している。毎週 1 日は全員出勤し、監事間の情報共有を図る工夫をしている。

各教授会・委員会等からの提案等は「学部長会議」等で反映されるなど、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営に努めている。

【優れた点】

- 監事監査を「学園広報」「学生支援」等の時宜を得たテーマで毎年実施し、「監事報告書」に的確にまとめ、理事会に提言するとともに、過去の業務監査のテーマについて「フォローアップ監査」を行うなど、監事によるガバナンス機能が十分に発揮されており高く評価できる。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人の事務職員に係る全般的な管理運営として「組織規定」「事務分掌規定」「任用規定」「事務職員任用基準」「事務系職員人事評価規定」などが定められ、効果的な執行体制を確保している。

業務執行の管理体制は、毎年テーマを設定して監事・内部監査室が、関係部署や担当者にヒアリングをし、業務の的確さを確認して問題点の把握や効率化に対する指導・提案を行い適切に機能している。

SD 活動は、明確な期待する人材像や職員研修体系を示し、教職合同のフォーラムや学内外の研修会に積極的に参加させ、成果報告を求め情報共有による、資質向上と人材育成を行っている。加えて、人事考課制度を整備して仕事への動機付けや意欲を高めるとともに適正な評価と処遇に反映させ、職員の資質・能力向上を図っている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

法人は平成 34(2022)年の創立 100 周年に向けた基本構想「J-Vision22」を定め、これを達成するため中期計画を策定し諸事業を推進している。現在、「第Ⅱ期中期目標・計画」の途上にあり、大枠では中期計画に沿って、単年度予算は事業計画に基づき編成されており財務運営は計画的に行われている。

毎年度、入学定員を上回る学生が確保されているため学生生徒等納付金を主体にした収入は安定的に推移している。一方、支出面では、管理経費等の配分に予算のマイナスシーリングを導入するなど支出抑制策が機能しており収支バランスは良好である。結果として各種財務比率は全国平均を上回る水準にあり財務基盤は強固である。

平成 29(2017)年度に新学部を開設するに当たり、第 2 号基本金を活用した資金計画を導入するなど、当該年度の事業活動収支に大幅の変動が生じないよう工夫している。

【優れた点】

○法人が大学への運営資金配分比率を毎年度見直しするなど、きめ細かい予算編成を行い、中期計画を踏まえた弾力的な財務運営への取組みで安定した財務基盤を構築していることは評価できる。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は学校法人会計基準に準拠し、予算執行・決算に係る諸規則を整備して適正に実施している。具体的な伝票処理は、法人共通の「財務会計システム」を導入し、統合的かつ効率的に行う体制となっている。

会計監査は私立学校振興助成法に基づく公認会計士監査を定期的に行い、私立学校法に基づく業務監査を監事監査として実施している。また、法人内に内部監査室を設置し科学研究費助成事業を含む内部監査を実施している。それぞれの監査は、連携を図るため監査計画及び監査結果等について意見交換・情報共有を行うことにより三様監査として機能している。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学は、「第Ⅱ期中期目標・計画」に盛り込まれた教育研究の改善・進化及び管理運営の適正化のための主要課題について、毎年、進捗状況の確認と未解決事項を明確にすることで自己点検・評価を行っており、自主的かつ自律的な活動として定着させている。

学長を委員長とする全学的な「大阪工業大学自己評価委員会」の下部組織として、各学部に「自己評価委員会」を組織化して具体的検討を実施しているため学部の連携が図れる自己点検・評価体制にある。委員会の構成員は教員が中心となり、学長室及び各学部の事務職員が参画して、事務管理運営に係る課題を含め教職協働として機能している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

教務課を中心とした学生向けの「授業アンケート」「新入生アンケート」「学生生活実態調査」「進路決定学生のアンケート」等の調査、法人の経営企画室による設置学校向けの「学生募集」「教育・研究」「就職・進学」に関する調査を実施している。これらの調査で得られたデータを大学内に設置している「IRセンター」で分析・蓄積しエビデンスとして活用することにより、客観的かつ全学的な教育情報に基づく透明性の高い自己点検・評価が行われている。

また、自己点検・評価の結果は「自己評価委員会」を通して学内に報告・伝達され各学部の教授会・教室会議や学長室が主催する「部課長事務連絡会」で教職員への共有が図られるとともにホームページにより広く外部への公表も行われている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学は、法人が推進する創立 100 周年に向けての基本構想「J-Vision22」を遂行するため、「第Ⅱ期中期目標・計画」を展開している。中期計画の施策に盛り込まれている教育研究の進化・発展、事務管理運営の効率化・高度化及び大学ブランド力向上に資する課題について行動計画及び目標設定を行い、各年度の進捗管理を報告書にまとめ、自己点検・評価の PDCA サイクルを構築している。

教員の教育改善及び事務職員の意識啓蒙活動の一環として「FD・SD フォーラム」を定期的実施し、教職員の指導力の涵養と改善提案力の向上につなげており自己点検・評価の結果は有効に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献、地域連携

A-1 社会貢献に関する方針の明確性

- A-1-① 社会貢献に関する方針の明示
- A-1-② 学内外への情報発信
- A-1-③ 包括連携協定に基づく方向性の明示

A-2 社会貢献、地域連携の具体性

- A-2-① 社会貢献、地域連携の実績

A-2-② 遠隔過疎地活性化事業の実績

【概評】

社会貢献については、「大阪工業大学 2016 年度学長方針」に「地域との関係強化」が明示され、その方向性と方針は各媒体で学内外に広く周知している。また、自治体や団体等との包括連携協定は、長期に亘り持続可能な連携が期待でき、地域や団体の発展に寄与できると判断された場合のみ締結し、具体的な連携内容を定め、方向性を明確にしている。

学生の地域貢献・連携事業や地域活性化等への取組みは、授業の一環としての役割を担い、成果を挙げている。

遠隔過疎地活性化事業に、宿泊を伴う「新入生オリエンテーション」を組入れるなど、特色ある取組みを行っている。また、地域住民の問題点、課題点を解決するため、積極的に専門分野との融合を図ったことは、地域貢献の促進及び学生の人材育成の両面において効果的である。

基準 B. 国際交流、国際連携、グローバル展開

B-1 グローバル展開の方向性の確立と促進

- B-1-① グローバル展開への取組みに対する PDCA 体制の確立
- B-1-② 海外協定大学との連携実施
- B-1-③ 学生の海外派遣を通じた、教育内容のグローバル化促進
- B-1-④ 教員・職員の派遣を通じた、研究・教育の推進及び事務レベルの質の向上

B-2 キャンパス国際化の促進

- B-2-① 学生の英語力向上への取組み
- B-2-② 教員研究者の受入促進
- B-2-③ 短期留学生・研修生等の受入促進
- B-2-④ 学生支援団体の育成
- B-2-⑤ 学内・学外に対する情報発信

【概評】

「学部長会議」での審議のもと「グローバルポリシー（学園創立 100 周年に向けたグローバル展開の基本方針）」が制定され、長期の取組みの方向性が示されている。

学長・副学長・学部長・各領域代表者等で構成される「国際連携推進委員会」が設置され、グローバル化推進のための PDCA 体制が整備されている。

「国際 PBL プログラム」や「海外研究支援プログラム」など各種の海外派遣プログラムにて、学生及び教員を派遣している他、プログラム実施体制確認のため海外協定校等に事務職員を派遣している。これら教職員の海外派遣は国際業務の能力向上に寄与している。学生の語学力向上を目的に、「LLC(Language Learning Center)」の開設、ネイティブ教員の増員、TOEIC 対策講座の実施、語学研修プログラムの実施などの多彩な取組みがなされ、その成果も TOEIC-IP テストに表れている。

大阪工業大学

学生の課外活動団体として「国際友好部」が組織化されており、短期留学生・研修生との交流促進に成果を挙げている。